

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

安房郡市広域市町村圏事務組合  
理事長 金丸謙一

1 入札に付する事項

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 件名       | 電子複写機借上契約・同保守及び使用料の単価契約（消防本部）           |
| (2) 設置場所及び台数 | 千葉県館山市北条686番地1<br>安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 1台 |
| (3) 入札約款     | 別添のとおり                                  |
| (4) 案件の仕様等   | 別添のとおり                                  |

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4年度において本組合の構成市町である、館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町(以下「構成市町」という。)の内1団体以上に入札参加資格を有する登録を受けた者で、構成市町に本社・本店又は営業所のある者。
- (2) 本件公告の日から当該入札の日までの間において、国及び地方公共団体等から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該入札日前6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法の再生手続開始の申立をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (4) 本件業務を仕様書等に従い業務が遂行できる者であること。
- (5) 構成市町、千葉県及び国に税の滞納がないこと。

3 入札参加申請書の配布及び提出

本入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加資格申請書（以下「参加資格申請書」という。）を提出すること。なお、様式については、安房郡市広域市町村圏事務組合ホームページ（以下「組合HP」という。）からダウンロードして使用することとし、構成市町に提出した入札参加資格審査申請書表紙の写し（令和4年度において有効なもので、構成市町の受付印のあるものに限る）、若しくは申請者控えの写しを添えること。

\*組合HPアドレス (<http://www.awakouiki.jp>)

- (1) 提出期限 令和4年11月17日(木) 正午まで(土・日曜日, 休日を除く)
- (2) 提出方法 参加申請書に必要事項を記入し、**押印後のもの**を持参若しくはファクシミリにて提出すること。なお、ファクシミリにて提出した者は入札当日に原本を提出すること。
- (3) 提出先 館山市北条686番地1  
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課  
電話 0470 (22) 2902 FAX 0470 (22) 6562

#### 4 参加資格の審査結果の通知

参加資格申請書を提出した者に、令和4年11月21日(月)までにファクシミリにて通知する。

ただし、本通知後に入札を辞退する者は、入札日前日の午後5時までに郵送(必着)又は持参により、入札辞退届を提出しなければならない。なお、様式については、組合HP (<http://www.awakouiki.jp>) からダウンロードして使用すること。

#### 5 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和4年11月24日(木) 午前10時15分
- (2) 入札場所 館山市北条686番地1  
安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎 2階 指揮本部室

#### 6 仕様書等の入手及び入手期間

仕様書等は、組合HP (<http://www.awakouiki.jp>) に掲載する。

- (1) 入手方法 ダウンロードして入手するものとする。
- (2) 入手期間 公告日から令和4年11月24日(木)まで

#### 7 仕様書等に対する質問

仕様書等の内容に疑義があるときは、ファクシミリにて提出すること(様式任意)。なお、質問がない場合の連絡は必要としない。

- (1) 提出期限 令和4年11月10日(木) 正午まで
- (2) 提出先 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課  
電話 0470 (22) 2902 FAX 0470 (22) 6562
- (3) 回答 令和4年11月14日(月) 正午までにファクシミリにて行う。

#### 8 入札書・入札金額内訳書・委任状・誓約書等の様式について

組合HP (<http://www.awakouiki.jp>) に掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。

#### 9 入札方法

- (1) 入札の際、入札金額内訳書を提出すること。
- (2) その他入札に関しては別添入札約款による。

#### 10 入札書に記載する金額

- (1) 入札書に記載する金額は、別紙様式「入札金額内訳書」により算出される「入札金額(①)」とする。

- (2) モノクロ、カラー1枚当たりの単価は小数点第2位までの範囲内で見積もること。
- (3) 入札書に記載した金額と、入札金額内訳書に記載した金額が一致しない場合は、当該入札は無効となることがあるので、留意すること。

#### 1.1 契約額について

契約額は次のとおりとする。

##### (1) 『電子複写機使用料の単価契約書(消防本部)』

摘要種別	印刷枚数範囲	単価	基本料金
モノクロ	一 律	a 円	5,000枚×a円
カラープリント		b 円	モノクロ
カラーコピー		c 円	5,000枚

##### (2) 『電子複写機賃貸借契約(消防本部)』

借上料月額  $A \times 1.10$  円 (内消費税  $A \times 1.10 - A$  円)

契約期間総額 上記月額  $\times 60$  ヶ月 円(内消費税 上記内消費税  $\times 60$  ヶ月 円)

#### 1.2 支払条件

月払いとする。

消耗部品や保守等に係る使用料については、各月ごとに当月の実使用枚数から点検等に要する使用枚数を控除した枚数を算出し、この控除後の使用枚数に契約単価を乗じた額(円未満切捨て)に消費税を加算した額(円未満切捨て)を支払う。但し、モノクロに係る印刷料金について、モノクロ5,000枚分を基本料金とし、月の使用枚数がモノクロ5,000枚を下回った場合は、基本料金を支払うこととする。

#### 1.3 契約について

賃貸借契約及び消耗品や保守等に係る使用料の単価契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約を行うもの。このため、契約締結の日に属する年度の翌年度以降において、本契約における予算額が年間予定額未満に減額された場合又は削除された場合は契約を解除することとする。

#### 1.4 年間使用予定枚数

仕様書記載の月当たりの使用予定枚数については保証するものではなく、実際に使用した枚数が予定枚数を上回り又は下回っても、契約期間中の契約単価が変更されることはないものとする。この場合において、安房郡市広域市町村圏事務組合に違約金等を請求することはできない。

#### 1.5 入札に関する注意事項

- (1) 入札方法 入札書及び入札金額内訳書は、本人又は代理人の持参とする。代理人の場合は必ず委任状を持参すること。
- (2) 入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 最低制限価格 設定しない
- (6) 契約保証金 契約金額の100分の10以上  
(ただし、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則第138条第3項の規定に該当する場合は、免除する場合があります。)
- (7) 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (8) 前払い及び部分払い 無
- (9) その他
  - ①入札参加者が無い場合を除き、入札は執行するものとする。
  - ②予定価格に達した価格の入札がないときは、その場で直ちに再度入札を行うものとする。この場合の再度入札の回数は2回までとする。再度入札の結果、予定価格に達した価格の入札がない場合は、最低価格入札者と協議するか又は再度公告による入札を行うことがある。
  - ③参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ④提出された参加申請書等は返還しないが、提出者に無断で使用しない。

#### 1.6 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

最低価格入札者が2人以上のときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

#### 1.7 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、本組合財務規則を適用する。
- (2) 問い合わせ先は次のとおりとする。

##### <契約手続き関連>

安房郡市広域市町村圏事務組合 庶務係  
電話 0470-22-5633 (直通)  
所在 〒294-0036 千葉県館山市館山 1564-1

##### <仕様書内容等関連>

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課  
電話 0470-22-2902 (直通)  
所在 〒294-0045 千葉県館山市北条 686-1